

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年9月28日（木）

令和5年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年9月28日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室2

○ 議事日程

- 第1 議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第56号 非農地証明願について
- 第4 議案第57号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第5 議案第58号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 議案第59号 相続税の納税猶予に係る現地調査結果について
- 第7 報告第23号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分
の報告について
- 第8 報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第9 報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	石坂	豊治	君	8 番	原田	勝幸	君
2 番	齋藤	和子	君	9 番	廣瀬	正実	君
3 番	柿澤	博	君	10 番	野中	清	君
4 番	大竹	孝一	君	11 番	杉本	剛昭	君
5 番	小西	利章	君	12 番	朝倉	直芳	君
6 番	今井	英夫	君	13 番	村越	重芳	君
7 番	吉田	恵子	君	14 番	小澤	昇	君
区域 1	市川	芳男	君	区域 2	生川	仁	君
区域 3	三橋	清高	君	区域 5	平牧	直樹	君

欠席委員

3 番 柿澤 博 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後2時00分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和5年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、3番柿澤委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち13名の委員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員4名にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。4番大竹孝一委員、5番小西利章委員以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第1、議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番から4番案件のうち、1番案件を除き一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

2番から4番案件について、7番吉田委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○7番（吉田恵子君） 議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、2番から4番案件を一括してご報告いたしますが、2番及び4番案件については、譲受人が同じとなりますので、申請理由や労働力につきましては、4番案件にてまとめて報告いたします。

～2番及び4番案件について内容を説明～

令和5年9月12日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

2番案件の申請地は、2筆、いずれも畑、合計300㎡でございます。

今後につきましては、ジャガイモ、サトイモ等を作付けする予定です。

続いて、4番案件の申請地は、1筆、畑、343㎡でございます。

今後につきましては、キュウリ、ネギ等を作付けする予定です。

申請理由としましては、いずれの案件も譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農に協力するためです。7

権利の種類は、いずれの案件も所有権の移転です。

労働力につきましては、本人65歳、従事日数200日、専業、子35歳、従事日数300日、専業、子27歳、従事日数70日、兼業でございます。

続いて3番案件についてご報告いたします。農地所有適格法人として、農地を取得する案件となります。

～3番案件について内容を説明～

令和5年8月17日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

申請地は、1筆、畑、679㎡でございます。当該地につきましては、令和5年第1回農業委員会総会において利用権設定を行い、第2回農業委員会総会において、農地法第3条許可申請で区分地上権の設定、農地法第5条許可申請で、太陽光パネル支柱部分の一時転用許可申請を行ったところです。

権利の種類は、所有権の移転です。なお、譲受人の法人は農地所有適格法人のすべての要件を満たしていることを確認しております。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農に協力するためです。

今後においては引き続き、営農型太陽光発電設備の下において、リーフレタス、ルッコラ等を水耕栽培していきます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 吉田委員、報告ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君）

3番案件の法人については、農地所有適格法人に関する要件を満たしていることを当該法人の登記簿謄本・定款や損益計算書等によって確認している。また、今後は農地所有適格者法人として営農することから、小出地区にてご挨拶いただき、委員と意見交換を行った旨報告。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について、2番から4番案件まで報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

続いて、1番案件の審議となりますが、出席委員の案件となるため、農業委員会等に関

する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、該当委員におかれましては退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時12分休憩

(休憩中に委員退室)

午後 2 時12分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

改めて、1 番案件について、1 番石坂委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○1 番（石坂豊治君） 議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち1 番案件をご報告いたします。

～ 1 番案件について内容を説明～

令和5年9月12日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

1 番案件の申請地は、1 筆、畑、224㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は耕作上便利になるため、譲渡人は耕作上不便なためです。

今後につきましては、枝豆、小松菜等を作付けする予定です。

労働力につきましては、本人87歳、従事日数280日、専業、配偶者86歳、従事日数250日、専業でございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 石坂委員、報告ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第54号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。
議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時14分休憩

（休憩中に委員入室）

午後2時15分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

1番石坂委員より報告をお願いいたします。

○1番（石坂豊治君） 議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

令和5年9月13日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

申請地は、1筆、畑、429㎡でございます。

申請目的は、資材置場及び駐車場です。

農地区分は第3種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

工事計画につきましては、砂利敷舗装とし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第55号、農地法第5条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第3、議案第56号、非農地証明願について、1番及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件は、1番石坂委員より、2番案件は、7番吉田委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

1番案件について報告をお願いいたします。

○1番（石坂豊治君） 議案第56号、非農地証明願についてのうち1番案件をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたもので、令和5年9月13日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

申請地は、5筆、登記地目はいずれも畑、合計1,441㎡でございます。

申請理由としましては、当該地は10年以上前から宅地及び庭敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。この事実を平成6年9月30日の建築計画概要書及び公課証明書により客観的に証明できることから、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の別表1に掲げる項目の「建物及び庭敷地」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。続いて、2番案件について報告をお願いいたします。

○7番（吉田恵子君） 続いて、2番案件をご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

令和5年9月12日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

2番案件の申請地は、1筆、登記地目畑、198㎡でございます。

申請理由としましては、当該地は10年以上前から、納屋が建てられており、農地として利用されることなく現在に至っております。

この事実を平成2年9月20日の国土交通省国土地理院による航空写真により、客観的に証明できることから、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の別表1に掲げる項目の「建築物又は工作物の敷地」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第56号、非農地証明願については、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第4、議案第57号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番から7番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番から3番案件は、区域5平牧委員、4番及び5番案件は、区域3三橋委員、6番案件は、区域1市川委員、7番案件は、区域2生川委員より報告をお願いいたします。

1番から3番案件について報告をお願いいたします。

○区域5（平牧直樹君） 議案第57号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、1番案件から3番案件を一括してご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

なお、1番から3番案件の借り手は同じ法人となりますので、3番案件にてまとめて報告いたします。

～1番から3番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、8筆、いずれも畑、合計2,938㎡でございます。

続いて、2番案件の利用権を設定する農地は、2筆、いずれも畑、合計1,113㎡ござい

ます。

続いて、3番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、合計585㎡でございます。

権利の存続期間は、いずれも令和5年10月1日から令和8年9月30日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。続いて、4番及び5番案件について報告をお願いいたします。

○区域3（三橋清高君） 続いて、4番及び5番案件をご報告いたしますが、借り手が同じ法人となります。

～4番から5番案件について内容を説明～

4番案件の利用権を設定する農地は、4筆、いずれも畑、合計941㎡でございます。

5番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、928㎡でございます。

権利の存続期間は、いずれも令和5年10月1日から令和8年9月30日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。続いて、6番案件について報告をお願いいたします。

○区域1（市川芳男君） 続いて、6番案件をご報告いたします。

～6番案件について内容を説明～

6番案件の利用権を設定する農地は、3筆、いずれも田、合計1,432㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までで、権利の種類は、使用賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。続いて、7番案件について報告をお願いいたします。

○区域2（生川仁君） 続いて、7番案件をご報告いたします。

～7番案件について内容を説明～

7番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、671㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第57号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番から7番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第5、議案第58号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から6番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1番から5番案件は、1番石坂委員より、6番案件は、7番吉田委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

1番から5番案件について報告をお願いいたします。

○1番（石坂豊治君） 議案第58号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番から5番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～1番案件について内容を説明～

令和5年9月11日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも田、合計704.48㎡につきましては、水稻が栽培されておりました。

2筆、いずれも畑、合計1,908㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、373.90㎡につきましては、準備中でした。

5筆、いずれも畑、合計2,014㎡につきましては、一体として耕作されており、ハウス内でハウレンソウが作付けされておりました。

10筆、いずれも現況畑、合計2,820㎡につきましては、一体として耕作されており、露地でブロッコリーが作付けされているほか、ハウス内でハウレンソウが作付けされていました。

5筆、いずれも畑、合計500.16㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、366.99㎡につきましては、準備中でした。

1筆、畑、1,639㎡につきましては、ネギが作付けされていました。

農機具の保有状況は、トラクター、耕うん機、軽トラその他一式でございます。

労働力は、本人86歳、従事日数320日、専業、子58歳、従事日数320日、専業、子の配偶者57歳、従事日数100日、専業、弟74歳、従事日数150日、専業でございます。

続いて、2番案件をご報告いたします。

～2番案件について内容を説明～

令和5年9月11日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも田、合計1,308㎡につきましては、水稻が栽培されていました。

2筆、いずれも現況畑、合計2,379.40㎡につきましては、一体として耕作されており、サトイモ、サツマイモ等が作付けされているほか、準備中でした。

1筆、現況畑、777.42㎡につきましては、ナス、モロヘイヤ等が作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、田植機、刈払機、耕うん機、トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人85歳、従事日数250日、専業、配偶者78歳、従事日数200日、専業、子54歳、従事日数150日、兼業、子の配偶者53歳、従事日数100日、兼業でございます。

続いて、3番から5番案件をご報告いたします。

～3番から5番案件について内容を説明～

令和5年9月12日、担当委員1名、事務局2名と現地を調査してまいりました。

3番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

3筆、いずれも畑、合計1,130㎡につきましては、一体として耕作されておりネギが作付けされていました。

4番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2筆、いずれも畑、合計3,242㎡につきましては、オクラ、キュウリ等が作付けされて

いるほか、準備中でした。

両案件ともに、旧農業経営基盤強化促進法等に基づく事業による貸付けを行っています。

続いて、5番案件をご報告いたします。

令和5年9月13日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

4筆、いずれも畑、合計2,534㎡につきましては、サツマイモ、トマト等が作付けされているほか、梅が肥培管理されていました。

4筆、いずれも現況畑、合計320.53㎡につきましては、里芋、ナス等が作付けされているほか、イチジクが肥培管理されていました。

農機具の保有状況は、耕うん機、刈払機、その他一式でございます。

労働力は、本人81歳、従事日数365日、専業、配偶者80歳、従事日数365日、専業、子51歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

続いて、6番案件について報告をお願いいたします。

○7番（吉田恵子君） 続いて、6番案件をご報告いたします。

～6番案件について内容を説明～

令和5年9月12日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

4筆、いずれも畑、合計5,463㎡につきましては、コマツナが作付けされているほか、準備中でした。

5筆、いずれも現況畑、合計3,084㎡につきましては、一体として耕作されており、コマツナが作付けされているほか、準備中でした。

1筆、現況畑、115㎡につきましては、サトイモが作付けされていました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、刈払機、軽トラその他一式でございます。

労働力につきましては、本人61歳、従事日数300日、専業、配偶者57歳、従事日数250日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第58号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番から6番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第6、議案第59号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について1番案件を上程いたします。

1番石坂委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○1番（石坂豊治君） 議案第59号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について1番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が申告期限からの営農期間が20年を迎える年に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

～案件について内容を説明～

令和5年9月12日、担当委員1名、事務局2名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

3筆、いずれも畑、合計3,846㎡につきましては、サトイモが作付けされているほか、準備中でした。

11筆、いずれも畑、合計4,718㎡につきましては、ネギ、ナス等が作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、刈払機、軽トラックその他一式でございます。

労働力は、本人74歳、従事日数340日、専業、子45歳、従事日数330日、専業、配偶者73歳、従事日数50日、専業でございます。

農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第59号、相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、1番案件を報告のとおり税務署に回答することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第7、報告第23号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案書の9ページをご覧ください。報告第23号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり、茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は1案件、小出地区も1案件となっております。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第23号、農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（齋藤和子君） 日程第8、報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案書の10ページをご覧ください。報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり、茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、4案件となっております、転用目的は住宅及び共同住宅敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第24号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（齋藤和子君） 日程第9、報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 議案書の11ページをご覧ください。報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり、茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、7案件となっております。転用目的は、住宅及び共同住宅敷地となっております。

小出地区は、1案件で、転用目的は、住宅敷地となっております。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第25号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（齋藤和子君） 以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和5年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時43分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員